

牧の地地区地すべり（妙観寺トンネル付近地すべり災害）
における土砂災害防止法に基づく緊急調査の着手について

令和2年7月8日に発生した牧の地地区（妙観寺トンネル付近地すべり災害）について、地すべり範囲を明らかにするため、下記のとおり緊急調査に着手します。

調査結果については、市町村が行う避難勧告や避難指示の判断に資すること、一般住民への情報提供、及び自主避難の判断に利用してもらうことを目的に土砂災害緊急情報として随時公表します。

記

1. 調査期間：令和2年7月13日～
2. 調査内容：1)現地調査（広域現地踏査）
2)機器設置等（地すべり観測装置設置）
3. 調査実施機関：県北振興局砂防防災課

※緊急調査とは、土砂災害防止法第28条により、土砂災害の切迫した危険が予想される場合、重大な土砂災害が想定される区域及び時期を明らかにするために都道府県知事が必要な調査を行うものである。

牧の地地区地すべり(妙観寺トンネル付近地すべり災害)

